

交通局「週休2日制確保試行工事」Q & A

Q1 降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所として認められますか？

A1 認められます。

Q2 要領3(3)の「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか。

A2 次のような場合が考えられます。

- ・地震や台風等の発生時における現場点検
- ・事故発生時などの緊急対応
- ・長期休暇中(お盆、年末年始)などの現場巡回パトロールの実施
- ・工事中の旅客等誘導等に必要な誘導員の配置

Q3 現場閉所届は、数日分をまとめて1枚の様式に記載し、提出することはできますか。

A3 計画的な(原則、変更なく現場閉所を実施する)現場閉所日を、まとめて記載し提出することは認めます。ただし、天候等による予定外の現場閉所の場合は、速やかにな提出を原則とするため複数日をまとめて提出することは認めません。

Q4 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められますか。

A4 発注時の工期設定は、休日(土・日・祝日)等を参入していません。したがって、週休2日を確保したことは工期延伸の理由とはなりません。ただし、要領4に示すような受注者の責によらない場合は適切に工期の変更を行います。

Q5 実施要領4 「その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合」とはどのような場合ですか。

A5 次のような場合が考えられます

- ・著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ・資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合など

Q6 工期延伸した場合の週休2日の考え方はどうなりますか。

A6 延伸した部分も含めた工事単位で、要領3に示す考え方にに基づき実施して下さい。

Q7 書類作成費について、補正する経費に含まれるため、別途計上しないとのことですが、4週6休未満となり経費補正しない場合は計上できますか？

A7 平成31年4月1日以後公告等を行う案件については、4週6休未満の経費補正しない場合は、書類作成費は計上できません。

Q 8 夏季休暇期間における休日取得率はどうか考えればよいですか。

A 8 夏季休暇期間については、対象期間内日数及び現場閉所日数に含めず、休日取得率を算出して下さい(別添7の例2参照)。

Q 9 夏季休暇を取得した場合は、工期延伸の対象となりますか。

A 9 当初設計で夏季休暇が含まれていない場合については、監督員と協議の上、夏季休暇を取得できます。その場合は工事請負約款第22条に基づき、工期延伸をすることができます。

Q 10 夏季休暇について、当初設計で想定していたお盆時期以外に夏季休暇を取得できますか。

A 10 監督員との協議により、お盆時期以外の7月～9月の間で夏季休暇を取得することができます。この場合、受注者は受注者等提出書類処理基準の協議書(統一26様式)を提出して下さい。なお、夏季休暇期間の変更が無い場合は協議書の提出は不要です。

Q 11 やむを得ない理由で夏季休暇を取得できない場合はどうすればよいですか。

A 11 夏季休暇期間において作業を行う場合は、休日等の工事施工届(統一24様式)を事前に提出して下さい。

Q 12 工事後半等にまとめて休日を取得し、週休2日(休日取得率)を確保してもよいですか。

A 12 労働基準法では、「使用者は労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。ただし、4週を通じて4日以上の日を与える場合には、例外として変則週休制が認められている。」とされています。

このため、月単位(4週)で考えると、最低でも4日間の休日は必要となり、まとめた休日取得は労働基準法に違反することが懸念されます。

なお、本試行工事は、完全週休2日制の実現に向けた取組であるため、休日取得の平準化に努めて下さい。